

Digital Frontier MIYAGI-Selection 導入促進事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、県内のIT（情報技術）関連企業等が開発し販売する優良なソフトウェア商品を認定し、その販路開拓を支援するとともに、県内企業におけるIT利用の普及拡大を促す「Digital Frontier MIYAGI-Selection 導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領における「県内IT関連企業等」とは、宮城県内に本拠を置くソフトウェアの開発等を行う企業又は共同体をいう。

2 この要領における「本拠」とは、本社又は本店、製品開発拠点をいう。

(商品の認定)

第3 知事は、今後市場性が見込まれると認められるソフトウェア商品を「Digital Frontier MIYAGI-Selection」（以下、「セレクション」という。）として認定する。

2 前項の認定の対象となる商品は、次の各号全ての要件に該当するものとする。

- (1) 県内IT関連企業等が自ら開発し、販売するもの。
- (2) ソフトウェア商品であるもの（ハードウェアに搭載されている場合を含む。）
- (3) 認定時に開発が終了し、販売されているもの又は販売されることが確実なもの。
- (4) 独自性、新規性、有用性、収益性が認められる商品で、その利用拡大が期待されるもの。

(認定申請)

第4 第3の規定による認定を受けようとする県内IT関連企業等は、別記様式により知事に申請するものとし、その提出期限及び部数は知事が別に定めるものとする。

2 前項の申請に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 商品概要書
- (2) 企業の概要
- (3) 誓約書
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、第1項の申請があった場合は、外部の専門家や関係機関等で構成される「Digital Frontier MIYAGI-Selection 審査会」（以下「審査会」という。）にその内容を調査及び評価させるものとする。

4 前項の審査会に関する事項は別に定めるものとする。

(認定)

第5 知事は、第4第3項の規定による調査及び評価の結果、申請内容が本事業に適合すると認められたものについて、認定することができる。

2 知事は、認定をしたときは、当該申請者に対し、認定結果を通知し、認定証（別紙1）及び楯を交付するものとする。

- 3 知事は、認定をしなかったときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 4 第1項の認定期間は、認定を受けた日から、当該認定を受けた日の属する年度の翌々年度末までとする。

(Digital Frontier MIYAGI-Selection 導入促進事業補助金)

第6 商品の認定を受けた県内IT関連企業等は、Digital Frontier MIYAGI-Selection 導入促進事業補助金交付要綱(平成30年4月1日施行)の定めるところにより、要する経費の一部について、Digital Frontier MIYAGI-Selection 導入促進事業補助金の交付を受けることができる。

(その他の支援内容)

第7 知事は、第6の規定による補助金の交付のほか、セレクションについて、次の各号に掲げる支援措置を講じる。

- (1) 申請企業の名称、商品の名称その他必要事項の公表及び周知
- (2) 県ホームページでの紹介
- (3) 展示会出展に対する支援
- (4) ロゴマーク(別紙2)の使用
- (5) 前各号のほか、セレクションの販路拡大に資すると認められる支援

(認定の取消し)

第8 知事は、第4第1項の申請書に虚偽の記載があったとき又は認定を受けた者が導入計画を推進していないと認められるとき、その他認定が不相当であると認められる事情が生じたときは、その認定を取り消すことができる。

(報告及び調査)

第9 知事は、セレクションの販売状況等について、認定を受けた者から報告を求めることができる。
2 知事は、特に必要と認めたときには、認定を受けた者等に対して、業務状況を明らかにするために関係帳簿その他の必要な書類の提出を求め、及び調査を行うことができる。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、令和8年度以降の認定商品について適用し、令和7年度以前の認定商品については、改正前のIT商品導入促進事業実施要領の例による。

認 定 証

Digital Frontier MIYAGI-Selection

「(商品名)」

(企業名) 殿

貴社が開発した頭書のIT商品は、本県の産業振興において利活用が期待できる優れたものと認められます。よって Digital Frontier MIYAGI-Selection に認定します。

年 月 日

宮城県知事 ○ ○ ○ ○

